

令和5年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員案

現行最低賃金額

時間額 908円

発効日 令和4年10月1日

改正最低賃金額

時間額 948円

引上げ額 40円

引上げ率 4.41%

発効日 法定どおり